

第 79 回(令和7年度第1回)札幌市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日時 令和7年6月27日(金) 10時00分～11時30分

2 場所 札幌市役所 18 階 第二常任委員会会議室

3 議題

(1) 会長の選出及び会長職務代理者の指名

(2) 諮問事項の審議

【諮問第 151 号】市長（デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課）

住民基本台帳に関する事務における特定個人情報保護評価書の第三者点検について

【諮問第 152 号】市長（財政局税政部税制課）

地方税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報保護評価書の第三者点検について

4 出席者

(1) 委員（五十音順）

犬嶋 ユカリ 小倉 一志 金子 長雄 川久保 寛

津田 智成 徳満 直亮 光崎 聡 南 弘征 吉田 陽子

(2) 市の機関（諮問機関）

【諮問第 151 号】

デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課長 下瀬

デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課システム担当係長 下條

デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課調整係 長濱

【諮問第 152 号】

財政局税政部税制課長 角田

財政局税政部税制課審査・企画担当係長 中島

財政局税政部市民税課市民税係長 中谷

【システム標準化説明員】

デジタル戦略推進局情報システム部システム管理課長 黒澤

デジタル戦略推進局情報システム部システム管理課基幹系システム担当係長 千葉

デジタル戦略推進局情報システム部システム管理課基幹系システム担当係 川上
デジタル戦略推進局情報システム部システム管理課標準化調整担当係長 幸田

(3) 事務局

総務局行政部長	永澤
総務局行政部行政情報課長	長尾
総務局行政部行政情報課個人情報担当係長	久保田
総務局行政部行政情報課個人情報担当係	上田

5 議事の概要

(1) 開会

行政情報課長が進行を行い、行政部長の挨拶及び事務局の紹介があった。

(2) 会長の選出及び会長職務代理者の指名

各委員の自己紹介の後、徳満委員が会長として選任された。また、小倉委員が会長職務代理者として指名された。

(3) 諮問事項の審議

ア 【諮問第 151 号】市長（デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課）
住民基本台帳に関する事務における特定個人情報保護評価書の第三者点検について

【諮問第 152 号】市長（財政局税政部税制課）

地方税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報保護評価書の第三者点検について（システム標準化に係る部分のみ）

○ 諮問事項のうち、システム標準化に係る部分について事務局及びデジタル戦略推進局スマートシティ推進部システム管理課から説明を行った。その後、システム標準化に関する諮問案件を一括して審議することとなったため、市の機関（デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課及び財政局税政部税制課）から諮問内容の説明を受け、審議を行った。

○ 委員からの主な発言内容及び市の機関との質疑内容は、以下のとおり。

ガバメントクラウドについて

・ 今回ガバメントクラウドに移行するのはシステムであるのか、又はデータ

であるのか。現時点で異動するのはデータベースのデータの部分であり、システム全てが移行されるわけではない、という理解でよろしいか。

→ データの基盤がガバメントクラウド上に移行することとなるため、現時点でシステム全てが移行されるわけではないというご認識は、お見込みのとおりである。

・ 「データの基盤」とは、「データベースサーバ」の意味であり、現時点では札幌市で使用するシステムが全て丸ごと政府側の仮想環境に移行される、という意味でない、という理解でよろしいか。

→ お見込みのとおり。

・ 国の目的として、ガバメントクラウド上に全てのシステムが移行される、ということが目指されており、札幌市としてもその流れに乗る必要がある、という理解でよろしいか。

→ お見込みのとおり。

・ 最終的には札幌市単体で動いているサーバが存在しない、ということが目指されている、という理解でよろしいか。

→ お見込みのとおり。

・ システム標準化法第 10 条に「ガバメントクラウドへの移行は努力義務である。」という様に規定されており、パブリックコメント内でも「ガバメントクラウドの使用は憲法に保障された地方自治権の放棄につながる。」との意見があったが、このシステム標準化法第 10 条の努力義務の規定を履行せずにガバメントクラウドを「活用しない」と判断した地方公共団体はどの程度あるのか把握しているか。

→ 明確な自治体は把握していない。また、法令上は「努力義務」となっているが、「ガバメントクラウドに移行しない」という結論を採用するためにはいくつかの条件（経済的合理性等）があり、その疎明資料を国に提出する必要がある。

・ 数年前、農林水産省はガバメントクラウドを使用せず、独自のクラウドを使用している、との報道を見たことがあるが、地方自治体レベルではその結論に至ることは難しい、ということではよろしいか。

→ ガバメントクラウドへの移行によるメリットが多数あることから、移行しない、という結論には至らない。また、世界の潮流自体が「クラウドの活用」

というものになってきており、ガバメントクラウド自体もセキュリティ基準がかなり高いものになっている。一地方公共団体が国の担保するセキュリティ基準を確保するためにはかなりの労力・財力をかけなければならないこともあるため、ガバメントクラウドを使用する、ということが考えられる。

- ・ コストについては札幌市の現行のサーバ等よりもガバメントクラウドを使用したほうが減る、という見通しなのか。

→ 一部自治体ではコストが上がる、という話も出ているが本市においてはガバメントクラウドへの移行によりコストが上昇することのないように対応していきたいと考えている。

- ・ ガバメントクラウドについては、それぞれの地方自治体で似たような業務を行っているにもかかわらず、異なるシステムを使用しているのは効率が悪い、どこかで一元化する必要がある上、地方自治体と政府の間でやりとりを行うのもどの地方自治体も同じであることから、政府が音頭を取る、という取組である。一般的な理解としては、「一元化することにより政府によって手が入られるのではないか」という懸念が生まれるかもしれないが、技術的には非常に難しいと思われる。まとめて「ガバメントクラウド」という場所を借りているだけであり、政府自体がいわゆる特権を使用してクラウド内のデータを覗くことは難しい。ガバメントクラウド内には各自治体の別々の専用の技術的な仕切りが用意されて、そこに対して政府が介入することは難しいと思われる。システムのひな型を作成して自治体ごとにカスタマイズする、という議論もあったが、これまで行ってきたものの整合性を取ることは非常にコストがかかることから、かなり面倒なことが起こると思われる。また、小さい地方自治体では回線の費用だけでも非常にコストがかかることが想定されるため、ガバメントクラウドを使用することでかえって高コストになるところもあるかもしれない。その部分でガバメントクラウドを利用しない、という理屈が立てば、国としても認めざるを得ないと思われる。

ガバメントクラウドに係る BCP（業務継続計画）について

- ・ ガバメントクラウドとの連携に係る BCP について、特に専用回線が切断された際の対策はどのようなになっているのか。

→ 回線を冗長化する想定となっているため、回線が 1 本切れたから業務が止

まる、ということは想定していない。また、ガバメントクラウド自体がリージョンコードと言われるデータ自体が保管される場所となり、それ自体が2ヶ所に分かれているということもあるため、データの保管に係る安全性はかなり高いものになると思われる。

- ・ 札幌市側の通信回線の受け口になる通信機器の安全性はどのように担保されるのか。また、回線二重化というのは同一業者による回線の二重化、ということの意味しているのか。

→ 改めて確認を行う。

- ・ ガバメントクラウドの高いセキュリティ、信頼性、安全性について、市民に説明する機会はあるか。

→ ガバメントクラウドは飽くまでもインフラという認識であり、積極的に安全性等について外部に発信する機会はないと思われる。一方ガバメントクラウドへの移行について絶対条件となると思われるが、安全性については確実に担保されるよう対応していく。なお、ガバメントクラウドについては議会等においても説明は行っているため、そういった機会を捉えていろいろなところで広くお知らせしていきたいと考えている。

イ 【諮問第 152 号】 市長（財政局税政部税制課）

地方税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報保護評価書の第三者点検について（ア以外の部分）

- 市の機関（財政局税政部税制課）から諮問内容の説明を受け、審議を行った。
- 委員からの主な発言内容及び市の機関との質疑内容は、以下のとおり。

電子申請について

- ・ eLTAX において、これまで電子申告は不可能だったのか。

→ これまでも電子申告自体は可能であり、固定資産税の償却資産に係る電子申告、個人住民税の課税のための企業からの給与情報、年金保険者からの年金情報の提出を行うことができた。今回の諮問事項については、従来のものに加えて新たに個人から、住民税が申告できるように機能拡充した、というイメージになっている。

- ・ 諮問書別紙 1 の変更点イの部分に、従来は紙で提出していたものが電子申告も可能となる、と記載されているが、今後どのくらいの方が電子申告を利用

するのか、という点について何らかの予想データ等を国が出していたりする
か。

→ システムの拡充については地方税共同機構で検討しているものになるが、既に eLTAX とは別のシステムにより住民税の電子申告を独自に導入している自治体もある。そのデータを利用した推定値とはなるが、電子申告を導入した初年度のデータとして、既存の住民税申告の対象者のうち 5 % ほどが電子申告を始めた、というデータがあった。

- ・ 感想となるが、従来は紙で申告を受け付けてシステムに入力して、という作業自体も大変だろうと思われるし、様々な分野との突合作業も大変だったと思われる。この電子申告の拡充により、わずかでも業務負担軽減になることを期待している。

クライアント機について

- ・ 資料 P86 に、読み方によっては「職員がクライアント機を一切操作しない」というように読めるが、これは住民税に関する申告データをもってくるための操作が必要ない、という理解でよろしいか。

→ お見込みのとおり。

ファイアウォールについて

- ・ 資料 P87 の点線囲みの部分にマイナポータルについて記載があるが、マイナポータル用にもファイアウォールを置く、という理解でよろしいか。

→ 申請管理機能というサーバとマイナポータルの間にファイアウォールを設置する。

- ・ 認定委託事業者との間にファイアウォールを置く、とあるが、いくつファイアウォールがあるのか。

→ システムをまたぐ節目に全てファイアウォールを設置する。

- ・ この「ファイアウォール」とはいったい何を行うのか。

→ ホワイトリスト方式のファイアウォールである。

- ・ いわゆるフィルタリング（先方と限られた間での通信を行い、後は全て許可しない）という理解でよろしいか。それとも次世代型といわれるパケットのふるまいを検知するようなレベルのファイアウォールを指しているのか。

→ 前者のものとなる。

- ・ 前者のものということであれば、おそらく単に「ファイアウォール」という

表現ではなく「パケットフィルタリング」という表現が正しいものであり、これは初期のファイアウォールとなる。定型的な通信攻撃を判断し、それまでの記録等に基づいてはじく、というのが「次世代型ファイアウォール」と呼ばれるものであるが、現在はこの「次世代」が取れてきている。このような状況では単に「ファイアウォール」というと受け取るイメージが変わってくると思われるため、「パケットフィルタリング」という文言を用いた方が正確に伝わると思われる。

→ 「パケットフィルタリング型のファイアウォールを設置する。」という表現が正しいということであれば、記載内容を検討する。

ウ 審議の結果、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報保護評価書及び地方税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報保護評価書に基づく特定個人情報ファイルの重要な変更について、システム標準化に基づく変更については、自然災害等によるシステム障害の発生リスクなどを踏まえ、BCP（業務継続計画）についても十分配慮することを付言した上で、妥当である旨を答申することとなった。

(4) 閉会